

第 1 回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成 12 年 6 月 30 日
午前 10:00~
14A 会議室

出席委員	荒井雅彦委員、塩田潔委員、鈴木義平委員、武田秀敏委員、永井護委員、山田義雄委員、荒川恒夫委員、今井恭男委員、吉澤秀郎委員、石江善光委員、薄井五男委員 (11 名)
欠席委員	長田光世委員、伊達悦子委員、柳田孝委員、大貫隆久委員 (4 名)
出席幹事	小平良長幹事、半田晋平幹事、栗田幹晴幹事、篠崎正男幹事、永岡重信幹事、菊池勝男幹事 (代理 渡辺卓道路建設課課長補佐)、浅野一樹幹事、金子達男臨時幹事、横松精二臨時幹事 (代理 横塚孝夫建築指導課課長補佐)、福田幹雄臨時幹事 (代理 大島守下水道管理課主査) (10 名) 笠井純書記、阿久津勇雄書記、郷間照男書記、田辺義博書記、栃木邦雄書記 (5 名)

笠井書記 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、只今から『第1回宇都宮市都市計画審議会』を開会いたします。

なお、本日は、都市計画法の改正に伴い、本年度より当審議会の組織を改めましての最初の審議会でございますので、会議に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶辞令書をお渡ししたいと存じます。

本日は、福田 富一市長から、委員の皆様にご挨拶辞令書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

浅野幹事 それでは只今から、宇都宮市都市計画審議会委員の皆様に対しましてご挨拶辞令書の交付を行います。

< 市長より各委員へ辞令交付 >

笠井書記 続きまして、本日、第1回の宇都宮市都市計画審議会開会にあたりまして、福田富一市長よりご挨拶を申し上げます。

福田市長 < 挨拶 >

笠井書記 市長は、所用のためここで退席させていただきますのでお許しいただきたいと存じます。

それでは、続きまして、委員の皆様のご紹介と幹事、事務局職員の紹介をさせていただきます。お手元の「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。

はじめに委員の皆様をご紹介いたします。恐れ入りますが自己紹介にてお願いいたします。

荒井委員 < 挨拶、自己紹介 >

塩田委員 < 挨拶、自己紹介 >

鈴木委員 < 挨拶、自己紹介 >

武田委員 < 挨拶、自己紹介 >

永井委員 < 挨拶、自己紹介 >

山田委員 < 挨拶、自己紹介 >

荒川委員 < 挨拶、自己紹介 >

今井委員 < 挨拶、自己紹介 >

吉澤委員 < 挨拶、自己紹介 >

石江委員 < 挨拶、自己紹介 >

薄井委員 < 挨拶、自己紹介 >

笠井書記 ありがとうございます。

なお、本日は所用のため長田委員、伊達委員、大貫委員、柳田委員の4名の委員から欠席するとの報告がございましたので、ご報告いたします。

委員の皆様には、今後、何かとお世話になりますが、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

続きまして、幹事並びに事務局職員を紹介いたします。なお、本日は審議に関連して臨時幹事が出席しておりますので、併せて紹介いたします。

各幹事 < 小平都市開発部長挨拶、各幹事、事務局職員自己紹介 >

各臨時幹事
事務局職員

笠井書記 続きまして、「5. 宇都宮市都市計画審議会組織等の改正」に進ませていただきます。

先程の市長の挨拶にもございましたように、都市計画法の改正に伴い、当審議会の設置根拠や組織、権限などにつきまして変更がな

されましたので、ここで主な改正内容などについて、浅野都市計画課長からご説明申し上げます。

浅野幹事

それでは、「資料 1 宇都宮都市計画審議会改正の概要」に基づきまして、ご説明申し上げます。

<資料の説明（法改正、審議会条例、同施行規則、運営要領について）>

笠井書記

只今の事務局説明について、ご質問、ご不明な点等ございますか。特に無いようでございますので、会議を進めさせていただきます。

ここで、議事に入ります前に、事務局から会の成立についてご報告いたします。

本日の会議でございますが、現在出席委員は 11 名でございます。これは、当審議会条例第 6 条にございます「審議会は委員の過半数の出席をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、早速「6. 議事」に入らせていただきます。

本日の会議でございますが、条例第 6 条により「会議は会長が議長となる。」また、その会長の選出につきましては、同第 5 条によりまして「学識経験者である第 1 号委員から選出する。」こととなっております。

本日は、最初の会議でございますので、まだ、議長の職務を行う方がおりません。つきましては、議長が決定するまでの間、仮議長を選出し、議事を進行してまいりたいと存じます。仮議長の選出につきましては、誠に僭越と存じますが、事務局に一任いただいでよろしいでしょうか。

各委員

意義なし。

笠井書記

それでは、本日出席の委員の中から、鈴木義平委員に仮議長をお願いしたいと存じます。鈴木委員よろしく願いいたします。

鈴木仮議長

只今、事務局より仮議長に指名されました鈴木でございます。議長を務める会長が選任されるまでの間、皆様のご協力をいただきながら、議事をスムーズに進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、荒井雅彦委員と塩田潔委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、会長及び会長職務代理の選出でございますが、会長につきましては、先程事務局から説明がありましたとおり、「学識経験者である第1号委員から選出する。」とございます。

委員の皆様、何かご意見ございますか。

塩田委員

今までの経緯もございますし、経験豊富な永井先生を推薦したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

鈴木仮議長

只今、塩田委員から、永井護委員を会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見ございますか。

他にご意見が無いようでございますので、お諮りいたします。当審議会の会長として永井護委員を選出することとして、ご異議ございませんか。

それでは、ご異議が無いようですので、永井護委員を会長に選出することに決定いたします。

なお、会長職務代理者につきましては、条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ指名する。」旨定められておりますので、会長にお任せいたします。

それでは、議長を会長に交代いたします。ご協力ありがとうございました。

永井会長

只今、会長に推薦いただきました永井でございます。市長さん、部長さんからお話ありましたように、法改正に伴いまして、当審議会の役割が拡大されました。こういった時期に会長に指名されまして非常に光栄に思っております。

昨今、市民参加ということで、細かな市民生活のニーズをくみ上げていく方向でのまちづくりが進んできていると思います。しかしながら、宇都宮都市圏という大きなレベルでのまちの問題も非常に大きな課題となってきたと考えています。土地利用、交通等を宇都宮都市計画区域全体のなかでどのように考えていくかという問題を一方で抱えています。

審議会を進めるにあたりまして、広域の観点と申しますか、都市計画区域を一体として捉えながら議論をしていくという視点がますます重要なものとなっております。そういう意味では、県や関係各機関との連携なども重要であり、他都市との競争の中で発展していく都市構造を創りあげていけるよう、少しでもお手伝いできればと思っております。今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事に入ります。

はじめに、会長の職務代理の選出でございますが、先程ご説明ありましたように、会長が指名すると定められてございます。誠に僭越でございますが、私から指名をさせていただきたいと思ひます。

当審議会は今回から組織を改めて、法改正に基づき行われるわけでございますが、調査審議の迅速性、本市の特徴を反映していくことが課題であると思ひます。つきましては、市政全般に対する高い見識をお持である観点から、大貫隆久委員にお願いできればと考えております。本日、ご欠席でございますので、事務局から、この趣旨を大貫委員にお伝ひいただき、ご了解をいただきたいと思ひます。

それでは、議事を進めます。

まず、はじめに本日配布の資料について事務局から説明をお願いします。

郷間書記

< 配布資料説明 >

永井会長

本日は、お手元の資料のとおり議案番号1から議案番号8までの計8件の議案について、宇都宮市長から諮問がなされております。

この8件の議案につきましては、「栃木県決定」と「宇都宮市決定」の2つに区分されますが、その内容については、「市街化区域

及び市街化調整区域の変更」、「用途地域の変更」、「地区計画の決定及び変更」、「道路の変更」及び「下水道の変更」となっております。

案件ごとに議論するよりは、いくつかの地区にまとまった変更でございますので、地区ごとに一括した議論をするほうがよろしいかと思えます。

大きく分けますと、議案番号 1、2、8 は「豊郷台地区」が対象となっております。これを一番最初に一括でご説明をいただいて議論をしたいと思えます。

2 番目は、議案番号 3、4、5 でございますが、これは「東谷町ほか」ということで関連しておりますので、これも一括で審議したいと思えます。

また、議案番号 6、7 は 2 つの大規模開発団地の地区計画決定でございます。場所は異なりますが、同じタイプの議案でございますので、最後に一括審議としたいと思えます。

議論の効率上、少し変則ではございますが、このような形で議事を進行してよろしいでしょうか。

各委員

意義なし。

永井会長

それでは、「豊郷台地区」に関する議案番号 1、2、8 についての説明を事務局からお願いいたします。

浅野幹事

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明をいたします。第 1 回宇都宮市都市計画審議会諮問案件の一覧表をご覧ください。

本日は、議案番号 1 の宇都宮都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更から、議案番号 8 の宇都宮都市計画地区計画の変更まで、8 件のご審議をお願いするもので、都市計画法の条文の順に議案番号を付してあります。

また、参考資料といたしまして、お手元に各地区の概要・「豊郷台地区」・「東谷中島地区」・「宝木新里ニュータウン」・「ウッドニュータウンみやのもり」の周辺の航空写真を準備してございます。この写真にて、現地案内を兼ねたいと存じますのでよろしくお願いいた

します。

それでは、豊郷台地区に関する議案番号1、2及び8について一括してご説明いたします。

豊郷台地区についての概要をご説明いたします。お手元に配布してございます参考資料の3枚目の航空写真をご覧ください。本地区は、周辺を市街化調整区域に囲まれ、西側にうつのみや文化の森、北側から東側にかけては、一級河川田川に接しており、豊郷中学校・豊郷中央小学校があります。また、西側に隣接して帝京大学がございました。黄色の線で囲まれた、市街化区域108haの内、大学33haを除いた面積75haの区域でございます。

昭和55年12月に開発許可を得、その後、帝京大学の誘致や田川の改修などの理由から、5回の開発変更許可を受けて民間によって造成された住宅団地でございます。

その間、平成2年9月には、事業の進捗から、良好な市街地整備が確実であることから、市街化区域への編入、用途地域・地区計画の決定をいたしました。

最終的には、平成9年7月に、開発区域を拡大するとともに、土地利用計画を見直す許可を受けて、平成11年4月、豊郷台地区全域の開発行為が完了いたしました。

このことにより、豊郷台地区の計画的な土地利用が確定したことに伴い、関連する、市街化区域・用途地域・地区計画の都市計画、航空写真の、丸印のところを、見直すものでございます。

まず、議案番号1の1ページをお開きください、1ページは、宇都宮都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更についての市長からの諮問書でございます。

2ページをお開きください、2ページは、宇都宮都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更についての、栃木県知事からの意見照会の写しでございます。

2ページ飛ばして5ページをお開きください、5ページは、計画図でございます。実線の内側が変更後の市街化区域でございます、破線の南側、面積1haを今回、市街化区域に編入しようとするものです。

3ページにお戻りください。3ページは、市街化区域及び市街化調整区域の変更に関する資料ということで、変更内容が記載されて

おります。まず、変更内容でございますが、行政区域面積といたしまして、31,216ha、宇都宮市全域が都市計画区域でございますので、都市計画区域の面積でございます。現在、8,620haが市街化区域でございます。

今回、編入しようとする面積が、1haでございます、変更後としまして、市街化区域面積は、8,621haになるというものでございます。

編入箇所の概要でございますが、豊郷台地区、面積1haで、用途地域は第一種低層住居専用地域を予定しております。編入の理由として、市街化区域に隣接する区域の編入については、土地区画整理事業などにより、民間開発も含まれますが、すでに道路・公園などの都市施設が整備された区域が編入できるという要件に該当しております。

4ページをお開きください、4ページは、総括図でございます。赤に塗ってあるところが、編入箇所でございます。

次に、議案番号2の1ページをお開きください、1ページは、宇都宮都市計画用途地域の変更についての市長からの諮問書でございます。

2ページをお開きください、2ページは、宇都宮都市計画用途地域の変更についての、栃木県からの事前協議の回答の写しでございます。

8ページをお開きください、8ページは、変更前の計画図でございます。

赤丸で囲んだところが今回の変更箇所でございます。7ページの計画図と見比べていただきたいと思います。下の丸の市街化区域に編入する箇所を第一種低層住居専用地域に指定、新市街地における、地区の整備方針に基づき、土地利用計画を再検討した結果、右上の丸のところを、第一種中高層住居専用地域から第一種低層住居専用地域に、真中の小さい丸のところを、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に、それぞれ地区計画とセットで変更しようとするものでございます。

5ページにお戻りください、5ページは、豊郷台地区内の用途地域の変更対照表でございます。変更により、用途地域の面積は、第一種低層住居専用地域が、約58,9haから約62,8haに、

第一種住居地域が、約 12,1ha から約 12,2ha にそれぞれ変更になります。

4 ページをお開きください。4 ページは、本市全体の用途地域の変更対照図でございます。

括弧書きが変更前でございます。豊郷台地区内の用途地域の変更に伴い、第一種低層住居専用地域が、約 1,184.6ha から約 1,188.5ha に、第一種中高層住居専用地域が、約 683.8ha から約 680.8ha に、第一種住居地域が、約 2,918.8ha から約 2,918.9ha にそれぞれ変更になります。

3 ページをお開きください。3 ページは、都市計画の用途地域の計画書でございます。

6 ページをお開きください。6 ページは、用途関係の総括図でございます。

次に、議案番号 8 の 1 ページをお開きください。1 ページは、宇都宮都市計画地区計画の変更についての市長からの諮問書でございます。

2 ページをお開きください。2 ページは、宇都宮都市計画地区計画の変更についての栃木県からの事前協議の回答の写しでございます。

11 ページをお開きください。11 ページは、変更前の地区区分図でございます。

10 ページの地区区分の計画図と見比べていただきたいと思えます。丸印のところを、用途地域の変更とともに、多様化する住宅需要への対応の観点から、当地区における土地利用計画及び、街区計画などを再検討した結果、健全な住宅市街地の形成と住環境の保護を図るという目的で、上の丸のところを住宅地区から住宅専用地区に、真中の丸のところを、住宅専用地区から一部をサブセンター地区に、新たに市街化区域に編入した下の丸のところを、住宅専用地区に変更しようとするものです。

13 ページをお開きください、13 ページは、変更前の地区施設図でございます。

12 ページの地区施設の計画図と見比べていただきたいと思えます。丸印のところの、街区公園・歩行者専用道路・区画道路を、12 ページの地区施設の計画図のように、変更しようとするもので

ございます。

6ページをお開きください。6ページからの変更対照表にてご説明いたします。

左のページが変更前、右のページが変更後でございます。区域の整備・開発及び保全の方針につきましては、書式の変更がございましたので、様式のとおりに変更しております。

また、建築物などの整備方針の中で、2のところですが、変更前の住宅地区から住宅専用地区に変更しようとすることから、削除しております。

次に、地区施設の配置及び規模のうち、道路につきましては、地区施設図に示しておりますように、区画道路及び歩行者専用道路の延長が変更になっております。

7ページをお開きください。公園につきましては、ほのぼの公園が追加になっております。

建築物等に関する事項でございますが、変更前の住宅地区から住宅専用地区に変更しようとすることから、削除しております。

8ページをお開きください。サブセンター地区においても、良好な居住環境を将来とも、維持・保全するために、壁面の位置の制限と、かき又はさく構造の制限を、新たに加えております。

3ページをお開きください。3ページから5ページが、豊郷台地区地区計画の変更の計画書でございます。

9ページをお開きください。豊郷台地区地区計画の総括図でございまして、位置図でございます。

また、これらの都市計画の案につきましては、6月9日から6月23日まで縦覧を実施し、市街化区域及び市街化調整区域の変更につきましては、縦覧者2名、その他につきましては、縦覧者はございませんでした。意見書につきましては、いずれも提出されておられません。以上で、議案番号1、2、8の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

永井会長

ありがとうございました。それでは、議案番号1、2、8についてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

塩田委員

用途地域の変更についてですか、第1種中高層住居専用地域から

第1種低層住居専用地域に変わるところについて、当初はなぜ第1種中高層住居専用地域としたのか、また、今回なぜ第1種低層住居専用地域にするのか、お聞かせ下さい。

郷間書記

まず、当初に第1種中高層住居専用地域とした理由ですが、民間開発において、この場所が計画的な共同住宅用地として位置付けが事業計画にございましたので、この用途地域に指定いたしました。

平成9年の開発許可の変更に伴いまして、以前とは異なり、自然と調和した低層の戸建て住宅を主体としたまちづくりを目指すこととなったことから、第1種低層住居専用地域に変更するものでございます。

塩田委員

中高層の土地利用を図ることが難しかったということでしょうか。

郷間書記

中高層の宅地利用がなかなか出来なかったと聞いております。

永井会長

道路の組み方は、中高層向けの街区であるように感じますが、宅地を割った場合に相当大きなロットになってしまいませんか。

郷間書記

議案番号8の資料12、13ページをお開き下さい。街区道路はこのように計画されております。背割りで宅地を切ると他の第1種低層住居専用地域と同じような面積の宅地が構成できるものと思われませぬ。

永井会長

わかりました。

他にいかがでしょうか。

荒井委員

2つほどお尋ねします。市街化調整区域から市街化区域に編入になるところについてですが、ここは、大規模開発ですので、当初から開発区域に入っていて、造成計画のある区域として、市街化区域になっていても良さそうな感じのする場所ですが、今まで市街化調整区域であった事情があるのでしょうか。

郷間書記　　この団地は、今回の編入になる部分も含めて、昭和55年に関係機関との協議等が整ったわけですが、この後、地権者との用地に関する調整が難航し、この区域を除く部分を先行して開発いたしました。今回、地権者との調整が完了し、造成が進んだことから、市街化区域に編入するものでございます。

荒井委員　　わかりました。
2つめですが、第1種住居地域へ規制が緩くなる場所が1区画分ほどありますが、この必要性、理由について説明をお願いします。

田辺書記　　ご質問の場所でございますが、当初は、第1種低層住居専用地域として、特に23mの幹線道路の沿道景観重視の目的から定めておりました。隣接する北側の土地には、平成9年にショッピングセンターが建設され、規模の大きい駐車場や、信号機が設置されております。このようなことから、南側の街区の住環境の保全のためにも、用途地域を変更し、緩衝帯としての土地利用への変換を図ろうとするものです。

永井会長　　ショッピングセンターの駐車場の向かいの土地になるわけですね。人通りや、交通量も多くなるので、住居専用地域とするよりは、商業系のイメージがあってもいいのでは、ということですね。

田辺書記　　はい。また、当初からの景観保全の目的を果たすため、地区計画の変更の中で、かき、さくの制限を改めて加えておりました、道路沿道景観の維持に配慮しております。

荒井委員　　具体的な利害関係のある方はいますか。

田辺書記　　現在のこの土地の状況でございますが、まだ開発業者である大林不動産の所有になっておりました、まだ分譲にはなっておりません。今後、サブセンター地区の販売に併せ分譲されるとのことでございます。

永井会長　　サブセンター地区はまだ売れていないのですか。

田辺書記 現在、レストランが1件、クリニックが1件、また、店舗、英会話教室、歯科医院など5件が建築がされています。

永井会長 わかりました。他にいかがでしょうか。

塩田委員 今回市街化区域に編入になる1ヘクタールの区域以外にも区域が入組んでいるところがありますが、北側の部分など追加造成の可能性のあるように感じますが、その際、どのように対処するのかということと、また、区域の境界線上、20メートル前後の法面を有したかなりのグリーンベルトが存在しております。このような場所も斜面の分譲地となってしまうかもしれませんが、出来るならば、このような緑は周辺緑地として保全すべきと考えますが、この可能性はいかがでしょうか。

郷間書記 これらの緑につきましては、市に移管するように協議を進めております。また、北側の開発についてですが、そのようなことがあれば、地区計画とセットでの良好な居住環境を守るための検討が必要と考えております。

会長 緑地が市に移管になるのは、どのような根拠、地目で移管になるのでしょうか。

浅野幹事 都市計画法の開発許可制度によりまして、開発の区域内につきましては公園、緑地として移管になります。完了後に市の所有になります。

永井会長 区域の中の緑地は残るということですね。
他にいかがでしょうか。無ければ、議案番号1について原案どおり異存なしと意見すること、議案番号2、8について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

各委員 意義なし。

永井会長

ありがとうございました。

大規模団地においては、ライフステージの変化によって地区計画の変更の必要が生じる可能性が出てくると考えます。お年寄りになってくると様々なニーズが増えてきます。多摩ニュータウンではかなり問題になっています。地区計画で定めたものがなかなか変えられない。まちは生きているから、市民から地区計画の変更についての要望が出てくる時期がくると思います。そういったものには適正に対応していくべきであると考えます。

それでは、次の議案についてお願いしたいと思います。

議案番号3、4、5について事務局から説明をお願いします。

浅野幹事

それでは、東谷中島地区に関する、議案番号3、4及び5について、一括してご説明いたします。

まず、東谷中島地区についての概要をご説明いたします。お手元に配布してございます、参考資料の4枚目の航空写真をご覧ください。宇都宮環状線の南に位置し、新4号国道に接し、北関東横断道路と交差する、宇都宮市と上三川町にまたがる、赤の線で囲んだ、約138haの区域で、宇都宮市域分は約118haでございます。地区内に、オレンジの線で表示してございます都市計画道路、砂田磯岡線と東谷中島線が計画されております。平成6年12月に、土地区画整理事業と道路の都市計画決定がなされております。

本地区につきましては、宇都宮テクノポリス地域の南の玄関口として位置付がなされており、立地特性を活かした工業・流通施設を中心とする業務機能と、良好な住宅環境が調和するまちづくりを都市基盤整備公団において、進めているところでございます。

地区内の人口につきましては4,000人を計画しております。

本地区の工業・流通系施設用地につきましては、多くの流通業務施設の立地が見込まれ、早期の市街地としての供用を図るため、道路と下水道の都市計画を変更するものでございます。

議案番号3の1ページをお開きください。1ページは、宇都宮都市計画道路の変更についての市長からの諮問書でございます。

2ページをお開きください。2ページは、宇都宮都市計画道路の変更についての、栃木県知事からの意見照会の写しでございます。

8ページをお開きください。8ページは新旧対照図でございま

す。

北関東横断道路の利用者にとって、直接乗り入れることにより、利便性が高まり、また、周辺地域にとっては、迂回車両の減少が予想され、道路や交差点の交通処理が、よりスムーズになることが期待できることから、黄色の変更前の法線から、変更後の赤の法線に変更しようとするものであります。

4ページをお開きください。4ページは、北関東横断道路の新旧対照表でございます。上の段が変更後、下の段の括弧書が変更前でございます。名称・位置・区域は同じ表示で、構造の欄の「車線の数」が、新たに記載されております。表の下の部分ですが、国の手続きの変更により様式が変わっております。

5ページをお開きください。5ページは、東谷中島線の新旧対照表でございます。

上の段が変更後、下の段の括弧書が変更前でございます。名称・位置は同じ表示で、延長が、約1760mから約1310mに変更するものです。また、構造の欄の「車線の数」が、新たに記載されております。

3ページをお開きください。3ページは、宇都宮都市計画道路の変更の計画書でございます。4ページの北関東横断道路の変更後、5ページの東谷中島線の変更後が表示されております。

変更の理由でございますが、本都市圏における交通現況、将来の土地利用計画及び交通計画などを勘案し、再検討した結果、本案のとおり変更しようとするものでございます。

6ページをお開きください。6ページは、総括図でございます。

7ページをお開きください。7ページは、計画図でございます。

議案番号4の1ページをお開きください。1ページは、宇都宮都市計画及び小山栃木都市計画下水道の変更についての市長からの諮問書でございます。

2ページをお開きください。2ページは、宇都宮都市計画及び小山栃木都市計画下水道の変更についての、栃木県知事からの意見照会の写しでございます。

鬼怒川上流流域下水道の処理区域に、小山栃木都市計画区域の南河内町と国分寺町が入っておりますので、このような諮問書になっております。

流域下水道は、2つ以上の市町村の区域から排除される下水を受けて、これを排除し、処理する下水道施設を言います。幹線管渠・終末処理場などは、原則として、県が設置・管理することとされており、接続する、枝管管渠などは市町村が整備するものでございます。

8ページをお開きください。8ページは、新旧対照図でございます。赤で囲んだ東谷・中島地区、面積約138haが、今回の変更で新たに追加しようとするものでございます。

5ページをお開きください。5ページから6ページが、新旧対照表でございます。

都市計画の手続きの様式が変更されたことにより、右のページから左のページのように更になります。

3ページをお開きください。3ページから4ページが、都市計画下水道の変更の計画書でございます。変更の理由でございますが、本計画区域における、環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、将来の土地利用計画などを勘案して排水計画を再検討した結果、本案のように変更しようとするものでございます。

7ページをお開きください。7ページは、総括図でございます。赤で囲んだところが排水区域でございます。

次に、議案番号5の1ページをお開きください。1ページは、宇都宮都市計画下水道の変更についての市長からの諮問書でございます。

2ページをお開きください。2ページは、宇都宮都市計画下水道の変更についての栃木県からの事前協議の回答の写しでございます。

9ページをお開きください。9ページは、汚水区域の新旧対照図でございます。

追加する排水区域・ポンプ場の位置を赤で、また、都市計画の手続きの変更により、既に決定されております下水管渠のうち、排水面積が1,000ha以上の、幹線管渠のみを表示することとなりましたことから、排水面積が1,000ha未満で廃止する下水管渠を黄色で着色してあります。

10ページをお開きください。10ページは、雨水区域の新旧対照図でございます。追加する排水区域・調整池の位置を赤で着色し

てあります。

4ページをお開きください。4ページから5ページが、新旧対照表でございます。2の排水区域でございますが、東谷中島地区の本市分118haを追加することにより、汚水処理区域が、8,005haから8,123haに、雨水処理区域が、7,921haから8,039haに、それぞれ変更になるものです。

3の下水管渠でございますが、排水面積が1,000ha以上の、幹線管渠のみを表示することから、南部幹線が変更となり、南部4-1号幹線ほか、11幹線を廃止するものでございます。

4のその他の施設でございますが、東谷町及び砂田町に約1,000㎡の中継ポンプ場、砂田町に、約16,700㎡の雨水の調整地、全面積は53,400㎡、上三川町分は36,700㎡になりますが、これを追加するものでございます。

3ページをお開きください。3ページは、宇都宮都市計画下水道の変更の計画書でございます。変更の理由でございますが、本市における、環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、将来の土地利用計画などを勘案して排水計画を再検討した結果、本案のように変更しようとするものでございます。

6ページをお開きください。6ページは、都市計画を変更する区域として、今回追加する東谷中島地区の町名及び廃止する幹線管渠の布設されております町名でございます。

7ページをお開きください。7ページは、汚水区域の総括図でございます。排水区域・下水管渠・ポンプ場の位置を着色してあります。

8ページをお開きください。8ページは、雨水区域の総括図でございます。排水区域・調整池の位置を着色してあります。

11ページをお開きください。11ページは、新たに追加される、ポンプ場と調整池の区域の計画図でございます。

これらの都市計画の案につきましては、6月9日から6月23日まで縦覧を実施し、道路・下水道の変更につきましては、縦覧者はそれぞれ1名、意見書につきましては、いずれも提出されております。以上で、議案番号3・4・5の説明を終わります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

永井会長

それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

荒井委員

議案番号5についてですが、汚水の下水管渠の廃止に関して具体的にお聞かせください。

郷間書記

資料9ページの新旧対照図をご覧ください。黄色の着色のものが今回廃止しようとする管渠でございます。都市計画の簡素化の観点から、排水区域が1,000ha未満の管渠について都市計画の決定事項から削除するもので、事業から除外するというものではありません。

荒井委員

実態は変わらず、図面の中で、取り扱わなくても良くなったということでしょうか。

田辺書記

今回の管渠の廃止につきましては、都市計画の決定の要件について取り扱いが変わったことによるものです。1,000ha未満の小規模な管渠については、決定事項としなくても良いという簡素化の運用から、今回の下水管渠を廃止しようとするものです。

これまでは、都市計画決定した下水管渠について、事業を行う際に位置などを変える必要が生じた場合、再度都市計画の変更を必要とするなど、非常に複雑な手続きを要しておりましたが、今回の変更により、排水区域が1,000ha未満の管渠につきましては、都市計画にその位置を定めなくても、その後の事業認可の手続きにおいて対応できるとのことから、これらの管渠について、都市計画の中で位置を特定することを廃止するものです。

永井会長

他に何かございますか。

山田委員

議案番号3について、東谷中島線の位置が変わり、延長が短くなる変更になっていますが、この具体的な理由についてお聞かせください。

事務局

東谷中島線の変更の理由でございますが、まず1つに宇都宮上三川インターチェンジからの専用道路の縦断勾配の調整がございま

す。東谷中島線に平面交差で接続するインターチェンジからの専用道路は、新4号国道を高架で越えてまいりますので、東谷中島線との交差まである程度の延長を必要とします。この点で、東谷中島線の位置について変更が必要となります。

また、地区全体の土地利用計画の見直しから変更が必要となります。変更箇所については、都市基盤整備公団において工業流通系の分譲が予定されており、この宅地面積などをふまえた上で、地区の中で骨格となる東谷中島線の位置について再検討した結果、地区の東側に寄っていた道路をより中央に配置することとなりました。

山田委員

わかりました。

永井会長

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、議案番号3,4について原案どおり異存なしと意見する、議案5について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員

意義なし。

永井会長

それでは、最後の議案番号6,7について説明をお願いします。

浅野幹事

それでは、地区計画に関する、議案番号6及び7について、一括してご説明いたします。

まず、宝木新里ニュータウンについての概要をご説明いたします。お手元に配布してございます参考資料の5枚目の上の航空写真をご覧ください。

本地区は、赤の線で囲まれた面積約12.8haの区域で、国本公民館・中学校の西側に位置し、市道573号に接しております。

平成10年9月に開発許可を受け、民間によって開発された住宅団地です。今年の6月に完了しており、区画数は321区画、人口は約1,100人を計画しております。

本地区は、市街化調整区域に位置することから、用途地域の指定がございません。このため、建築行為などにおいて、制限が大変緩いものとなっております。

きめ細かいルールを定め、良好な住環境を持つ、新市街地を形成し・保全していくために、地区計画を定めるものでございます。

議案番号6の1ページをお開きください。1ページは、宇都宮都市計画地区計画の決定についての市長からの諮問書でございます。

2ページをお開きください。2ページは、宇都宮都市計画地区計画の決定についての、栃木県からの事前協議の回答の写しでございます。

3ページをお開きください。3ページから4ページは、宝木新里ニュータウン地区計画の計画書でございます。宝木新里ニュータウンは、市内の宝木本町及び新里町地内、面積約12.8haでございます。区域の整備・開発及び保全の方針でございますが、まず、地区計画の目標として、周辺の市街化調整区域の環境とも調和のとれた、良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指すものでございます。

土地利用の方針ですが、地区内を住宅専用地区・住宅地区・日常生活利便施設地区に、区分し、それぞれの地区の特性に応じた土地利用を図るものでございます。

建物の整備の方針ですが、建築物の用途、建ぺい率、容積率、敷地の最低限度、壁面の位置などの制限を行うものでございます。

次に、地区整備計画の建築物などに関する事項でございますが、まず、用途の制限でございますが、地区を約11.6haの住宅専用地区、約0.9haの住宅地区、約0.3haの日常生活利便施設地区の3地区に区分し、表に掲げております建築物以外の建築物の建築を制限しております。

4ページをお開きください。3地区すべてに、建築物の延べ面積の、敷地面積に対する割合の最高限度を、(容積率)10分の8、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を、(建ぺい率)10分の5、敷地の細分化を防ぐことから、敷地面積の、最低限度を、200㎡としております。

また、壁面の位置の制限として、建築物などの外壁から、道路境界線、隣地境界線まで1m以上としております。ただし、表の1から3までについては、この限りではございません。

建築物などの高さの最高限度として、建築物などの地盤面からの

最高の高さは、10 mを超えることなく、かつ、建築物の各部分の高さは表の1から2にありますような、斜線の制限をするものでございます。

建築物などの形態又は意匠の制限といたしまして、外壁及び屋根の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調のものとするとしております。

かき又はさくの構造の制限といたしまして、道路に面する塀の構造は原則として生垣とし、高さを2 m以下としております。ただし、1.6 m以下の透視可能なフェンスは良しとしており、この場合、基礎の高さは0.6 m以下という制限がかかります。

地区計画をかける理由でございますが、周辺環境と調和した良好な居住環境を形成し、併せてその育成・保全を図るためでございます。

5ページをお開きください。5ページは、宝木新里ニュータウン地区計画を定めようとしております位置を示している総括図でございます。

6ページをお開きください。6ページは、計画図でございます。太い実線に囲まれた区域が地区計画を定めようとする区域でございます。幅員12 mの道路沿いに日常生活利便施設地区を、中央部の幅員10.5 mの道路沿い、網掛けの部分住宅地区、これらの他を住宅専用地区に区分し、計画図に示すような建築物などの用途の制限をしようとするものでございます。

図の中の破線でございますが、地区外と高低差があり擁壁があるためと、ガス施設・処理場のメンテナンスのために、かき又はさくの構造の制限の適用を除外しております。

この都市計画の案につきましては、5月12日から5月26日まで縦覧を実施しましたが、縦覧者及び意見書提出者はありませんでした。

続きまして、ウッドニュータウンみやのもりについての概要をご説明いたします。

お手元に配布してございます、参考資料の5枚目の下の航空写真をご覧ください。

本地区は、赤の線で囲まれた面積約7.1 haの区域で、主要地方道宇都宮栃木線と市道3224号(旧栃木街道)に囲まれ、県道

の西側には、子供総合科学館が、東側に姿川第一小学校がございます。黄色の線は、市街化区域の区域でございます。

平成11年9月に開発許可を受け、まもなく完了する予定でございます。区画数は189区画、人口は約900人を計画しております。

本地区は、市街化調整区域に位置することから、用途地域の指定がございません。

このため、建築行為などにおいて、制限が大変緩いものとなっております。

きめ細かいルールを定め、良好な住環境を持つ、新市街地を形成し・保全していくために、地区計画を定めるものでございます。

議案番号7の1ページをお開きください。1ページは、宇都宮都市計画地区計画の決定についての市長からの諮問書でございます。

2ページをお開きください。2ページは、宇都宮都市計画地区計画の決定についての、栃木県からの事前協議の回答の写しでございます。

3ページをお開きください。3ページから4ページは、ウッドユータウンみやのもり地区計画の計画書でございます。ウッドユータウンみやのもりは、市内の西川田町・西川田本町及び幕田町地内、面積約7.1haでございます。

区域の整備・開発及び保全の方針でございますが、まず、地区計画の目標として、快適で良好な居住環境を有する緑豊かな住宅地の形成を目指すものでございます。

土地利用の方針ですが、地区内を住宅専用地区、住宅地区、併用住宅地区に区分し、それぞれの地区の特性にふさわしい土地利用を図るものでございます。

建物の整備の方針ですが、建築物の用途、建ぺい率、容積率、敷地の最低限度、壁面の位置などの制限を行うものでございます。

次に、地区整備計画の建築物などに関する事項でございますが、まず、用途の制限でございますが、地区を約4.6haの住宅専用地区、約1.5haの住宅地区、約1.0haの併用住宅地区の3地区に区分し、表に掲げております建築物以外の建築物の建築を制限しております。

4ページをお開きください。3つのすべての地区に、議案番号6でご説明いたしました宝木新里ニュータウン地区計画と同じ、容積率、建ぺい率、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物などの高さの最高限度、建築物などの形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限をするものでございます。違いといたしまして、ウッドニュータウンみやのもり地区計画において、建築物などの高さの最高限度として、建築物の軒の高さを6.5m以下の制限をしております。

地区計画をかける理由でございますが、周辺環境と調和した良好な居住環境を形成し、併せてその育成・保全を図るためでございます。

5ページをお開きください。5ページは、ウッドニュータウンみやのもり地区計画を定めようとしております位置を示している総括図でございます。

6ページをお開きください。6ページは、計画図でございます。赤の実線に囲まれた区域が地区計画を定めようとする区域でございます。幅員9.0mで地区の幹線道路沿いにピンクで着色してございます併用住宅地区に、橙色が住宅地区、黄色の部分を住宅専用地区に区分し、計画図に示すような建築物などの用途の制限をしようとするものでございます。橙色のところにつきましては、共同住宅を許容するにあたって、街区単位で計画的に区分し、一箇所にとめる事により、住環境を保護しようとするものでございます。

この都市計画の案につきましては、6月9日から6月23日まで縦覧を実施しましたが、縦覧者は1名、意見書につきましては、提出されておりました。

以上で、議案番号6、7の説明を終わります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

永井会長

ご質問、ご意見をお願いします。

2つの地区計画を見てみると、大体似ているようですが、このような大規模開発が行われる場合、開発業者とのやりとりの際、都市計画課はどのような指導、コミュニケーションをしているのですか。

郷間書記 第1種低層住居専用地域並の良好な居住環境を形成できるような事項を前提として進めます。開発許可の条件としても地区計画を決定するとしておりますので、開発業者と協議の上で定めております。

永井会長 例えば、地区計画の決定を拒む業者が出た場合、どのようにするのですか。

浅野幹事 市街化調整区域の開発の場合は、原則地区計画を決定することを開発許可の事前協議の段階から話し合っております。中には、開発業者や地権者への説明など時間を要することもあります。話し合いのもと良好なまちを作るためのルールを定めていきたいと考えております。

永井会長 開発業者の方は、どうしても、制限の内容は緩いほうが良いということになるのでしょうか。それを都市計画課で良好なまちづくりのため必要な事項を勧めていくという構図なんですね。
他に何かございますか。

鈴木委員 ウッドユータウンみやのもり地区計画についてですが、区域が不整形ですが、地主の方が買収に応じなかったなどの理由があるのですか。

郷間書記 営農意欲が地主さんにありまして、協力を得られなかったとのこと。

永井会長 ウッドユータウンみやのもり地区は、市街化区域に編入できないのですか。市街化区域に接しているようですが。

田辺書記 本地区は、市街化区域に隣接する地区として開発許可の条件を満たして許可されたものです。将来的に市街化区域への編入も検討していくべき場所ですが、ご指摘ありましたような、区域取りの問題、都市施設の配置の問題などございますので、周辺との一体的な整備を勘案した上で、市街化区域への編入を検討する必要があると考え

ております。

永井会長

他にございますか。

塩田委員

地区計画の色彩についてですが、「原色を避け、住環境にふさわしい」とありますが、もう少しカラーバリエーションがあっても良いのではないかという気がしております。良好な色合いというもののボーダーラインを決めるのは難しいことだと思いますが、屋根や壁の推奨する色を定めてアピールするようなことは、しているのでしょうか。

田辺書記

色彩については、業者との話し合いの中でも話題となるところです。従来から、落ち着いた住宅地にふさわしい色彩として彩度3以下の色という方向性で話し合ってきております。実際の運用においても、屋根の色では黒や茶などの色が非常に多くなっており、また、壁の色では、ベージュ、クリーム、グレーなどが主流のようです。

業者からの最近の話では、パステル調の色も人気があるとのことで、このような色の使用について相談を受けますが、落ち着いたまちなみ、良好な住環境の維持という趣旨がございますので、街区やブロック単位での取扱いを業者の方で考えているようです。このようなものについては、市としても柔軟に対応できればと考えております。

色彩の問題については、主観的な部分がありますので、彩度などを明確に定めて運用することが難しい状況です。色見本などをもとに開発業者やハウスメーカーと話し合っているのが現状です。

塩田委員

例えば屋根の色ですが、最近では瓦の各メーカーから黒系のもの以外でも良い色が出てきています。むしろ積極的に色の範囲を定めて提唱し、バリエーションを少しでも豊富にしていただければと思います。

また、地区の中心地域では、店舗などがありますので、少しにぎやかなイメージでも良いのではと感じます。住宅地域と同じ色合いよりも、むしろ華やかさがあっても良いように思います。

田辺書記 計画書の内容は、「ふさわしい落ち着いた色調のもの」と主観的な記載をしております。この運用につきましては、只今いただいたご意見を参考にいたしまして、今後、ブロック単位での対応などについて事業者などと研究して参りたいと考えております。

永井会長 実際の建築物の色彩のチェックを行うのは、建築確認の時ですか。

田辺書記 都市計画課で地区計画の届出の際にチェックします。着工の30日前にこの届出がされる仕組みになっております。

永井会長 届出のなかで色彩はどのように表現されているのですか。

田辺書記 最近の傾向ですと、地区内の建売を行っているハウスメーカーがまとめて申請している事が多く、このハウスメーカーの色見本で協議しています。

むしろ街区をハウスメーカーで建売することが多くなっていますので、事前に街区単位での色彩のコントロールをハウスメーカーで行っていることもございます。

荒井委員 みやのもりの地区計画ですが、区域が入り組んでいるため、隣接の農地が市街化調整区域の農地であるにもかかわらず、建物の陰になって、稲作に影響が出るというようなトラブルにならないかと心配です。こういった区域取りでの開発はあまり好ましくないという気がします。市街化調整区域でこのような開発をするのであれば、稲は相当地陰の影響を受けるようですので、田との緩衝地域を設けるなどの工夫を今後考えていく必要があると思います。

鈴木委員 同感です。農業者にとって耕作地に日陰が出来てしまうのは大きな影響があります。開発許可をする際、区域の不整形な部分は交換や分合するなどして許可するべきではないかと考えます。

田辺書記 この区域は、確かに不整形でございますが、市街化区域接続6分の1、面積5ヘクタール以上という基準を満たし、制限解除という

開発許可となったものです。この事前協議の中で、区域に入組んでいる農地については極力開発区域に取り込むよう指導していたところですが、地権者との折り合いがつかず、やむなくこのような区域になったものです。

農業との調整につきましては、開発許可制度の中で緩衝緑地帯の設置についての指導も行っておりますが、本地区は面積が小さいことや、市街化区域に隣接する場所で開発されたことから、将来の市街化区域の拡大を踏まえ、周辺も地区計画を想定し、一体的な市街地の整備を検討していきたいと考えています。

荒井委員 ここは、開発許可は既に出ているのですか。

田辺書記 開発許可は出ております。まもなく完了となる予定です。

永井会長 このような入組んだ部分は、いずれは宅地として利用される可能性が高いですね。こういったところを後で開発するとなると非常に難しくなります。隣接する開発と重ね合わせながら整序させていくことについては、これから勉強していかなければならないですね。

田辺書記 現在の開発許可制度では、道路が接続になる場所に付加して宅地化されることは当面ありません。

市街化区域の拡大を考えますと、周辺の入組んだ区域も含めて地区計画などを固めて、一体的な施設整備、土地利用の整序を図っていく必要があります。

永井会長 郊外で民間開発が進んでいるところでは、全体で良好な環境を維持できるような取組みが出来るように勉強していくことが我々の課題ではないかという気がします。都市計画法の中で全てを解決するのは難しいようで、既成市街地の中でも開発区域が連担して、わかりにくくなるケースが見受けられます。地区計画はこのようなことを予防するために使う道具ですが、上手に使っていくことが重要だと考えます。

他にいかがでしょうか。

山田委員 議案番号6と7で、区域の中で地区分けをしているようですが、例えば宝木新里は「日常生活利便施設地区」とあるのに、みやのもりは、「併用住宅地区」とありますが、内容は同じようですが、専門的に言葉の使い分けがあるのでしょうか。

郷間書記 宝木新里ニュータウンの「住宅地区」が、ウッドユータウンみやのもりの「併用住宅地区」と同じ内容の用途制限になっております。地区割の名称については、地域の特性により定めておりまして、例えば、宝木新里ニュータウンの「日常生活利便施設地区」は、本地区が市街化区域から離れていることもあり、日常生活に必要な店舗等を許容するエリアとして定めております。

田辺書記 地区計画制度は、地域の特性に応じて、きめこまやかな誘導方針、制限がかけられる仕組みでございます。このようなことから、地区割の名称につきましては、特段決められてはございませんで、地区ごとに決めることが出来ます。

他の地区計画では、「A地区」、「B地区」等の名称をつけているところもございます。

特性に応じた、内容にふさわしい名称を採用しております。

永井会長 一定の水準を満たすために、都市計画課ではマニュアルのようなもので対応しているのですが、住宅地でいえば、みんな同じまちなみであるよりは、いろいろな特徴のある住宅地があって良いと思います。一定水準を保ちつつ、多様性を出していく加減が難しいですね。

他にいかがでしょうか。

それでは、議案番号6、7について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 意義なし。

永井会長 以上で、議案番号1から8までの諮問事項について、全ての審議が終了いたしました。つきましては、速やかに市長あてに答申した

いと思いますので、ご了承賜りたいと存じます。

続きまして、議事次第7の報告事項に入ります。平成11年度宇都宮市都市計画審議会に関する経過及び平成12年度宇都宮市都市計画審議会スケジュールについて、事務局からの一括報告をお願いします。

報告事項でございますが、お手元に配布してございます資料に基づき、ご説明させていただきます。

1ページをお開き下さい。まず、平成11年度宇都宮市都市計画審議会に関する経過についてでございますが、8月に都市計画に関する基本的な方針、都市マスタープランの内容についてや進め方についてご説明をし、委員の皆様にご意見をいただきました。

10月には、城東土地区画整理事業区域内の用途地域の変更についてご審議いただきました。事業の進捗については、現在仮換地率が約72%と聞いております。

11月には、鶴田第1土地区画整理事業区域内の用途地域と、大通りの変更についてご審議をいただきました。

鶴田第1土地区画整理事業の進捗につきましては、現在、仮換地率が91%と聞いております。

大通りにつきましては、地権者が移転先の地鎮祭を終えたとのことでございます。

2月には、雀宮上原公園と鶴田沼緑地の変更をご審議いただきました。

上原市営住宅の建替事業につきましては、入居者の引越しを進めており、8月には、建物の解体に入るとのことでございます。

また、鶴田沼緑地に関しましては、都市計画法第55条の事業予定地の指定を受け、用地の先行取得に取り組んでおります。

3月には、都市マスタープランについてご審議をいただきました。第1次素案を基に、委員の皆様にご意見をいただきました。

現在、第1次素案を公表しており、7月から8月にかけて素案の説明会を予定しております。今までの審議会でごいただいたご意見、市民の意見、庁内での議論を踏まえ、第2次素案を作成し、審議会で協議をいただき、秋ごろに決定したいと考えております。

2ページをお開き下さい。

今年度の都市計画審議会のスケジュール予定でございますが、今後、通常の審議会を9月下旬、11月下旬、2月下旬、都市マスの審議会を8月下旬、10月下旬を計5回予定しております。

予定案件でございますが、用途地域の変更につきましては、岩曽町の宇都宮製紙跡地の変更でございます。併せて、地区計画の決定を予定しております。

高度利用地区の変更につきましては、馬場通り中央地区、西地区の市街地再開発事業の決定に伴うものを予定しております。地区計画の決定でございますが、宇都宮製紙跡地と、鑑山町・上籠谷町の民間開発のイーストヒルズ宇都宮の地区を予定しております。

道路の変更につきましては、都市計画法政省令の改正に伴い「車線の数」を計画書に追加するものと、JR線と水戸街道の交差部、築瀬立体関連の宇都宮水戸線と宮の橋不動前線の変更を予定しております。

また、都市計画に関する基本的な方針「都市マスタープラン」の決定を予定しております。

今後、各案件について、十分調整を図り、本審議会へ諮ってまいりたいと考えております。

以上で報告事項を終わらせていただきます。

永井会長

ご質問ありますか。特に今年度のスケジュールについてご意見ありませんか。よろしいでしょうか。

先日、都市マスタープランの都心部ワークショップに参加しましたが、本審議会の雰囲気も市民参加と同じように出来ればと思います。どうも行政手続きが中心になってしまい、実際議論すべきところが見えなくなってしまいます。資料についても何が問題なのかわかるよう工夫してほしいものです。

まちづくりには、必ず問題があるわけで、その部分を実質的に議論できるようにしたほうが良いと感じます。難しいところもあるかもしれませんが、工夫していただければと思います。

それでは、事務局から何かありましたらお願いします。

阿久津書記

< 審議会資料事務局預かりの提案 >

永井会長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、資料については事務局
預かりでお願いしたいと思います。

他に何かございますか。

それでは、これで第1回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたしま
す。ご協力ありがとうございました。

宇都宮市都市計画審議会

会 長
永 井 護

審議会議事録署名委員
荒 井 雅 彦

審議会議事録署名委員
塩 田 潔